



平成22年第1回定例会

町長に対する問責決議案を可決

議会議員の定数を削減する条例の一部改正を可決

平成22年度予算 一般会計は修正可決、水道事業会計は4年連続否決

議会だより第51号でお知らせしたとおり、平成22年第1回定例会は、2月15日から3月23日までの37日間の会期で開かれました。

今定例会には町長から、各会計の平成22年度の当初予算案をはじめとした22議案に加え、追加提案された4件の議案および、議員から「大山崎町議会の議員の定数を定める条例」の一部改正案を提案しました。各議案については、それぞれ委員会に付託し、慎重に審査を行いました。

3月23日の最終本会議においては、「大山崎町議会の議員の定数を定める条例」の一部改正を賛成多数で原案どおり可決しました。

また、平成22年度一般会計当初予算案については、7名の議員から修正動議を提出し、賛成多数により修正案を可決し、平成22年度水道事業会計当初予算案については、賛成多数で4年連続して否決しました。

なお、水道事業予算の審議に伴い「真鍋町長に対する問責決議案」を提出し、この決議案を賛成多数で原案どおり可決しました。問責決議には法的な拘束力は伴いませんが、政治的責任が問われます。

真鍋町長に対する問責決議が可決

山本芳弘議員を提出者とし、5名の議員が賛成者となった、町長に対する問責決議案が提出されました。

この決議案の主旨は「府営水道料金について不服があり、第三者の判断を仰ぐとのことで提訴された。公平な第三者の司法判断が下されたにも関わらず、前言を翻し、第一審は第二審を前提に構成されていると控訴することを表明された。この発言に対し、強く反対し、京都府、近隣自治体との関係修復を図ることを求めたが、真鍋町長が受け入れる意志がないことが判明し、更なる混乱が町政に生じる事態となった」というものです。

この問責決議案は賛成多数で可決されました。

6月定例会の日程

6月2日	開会
6月10日	本会議（一般質問）
11日	本会議（一般質問）
14日	総務産業常任委員会
15日	建設上下水道常任委員会 予算特別委員会
16日	文教厚生常任委員会
17日	第二外環状道路等対策特別委員会
21日	閉会
※開会日、本会議、建設上下水道常任委員会、閉会日は午前10時から、その他の委員会は午後1時30分開会予定	

主な内容

議員定数削減	2
こんなことが決まりました(審議結果)	2
一般質問要旨	3～8
予算特別委員会	8

議員定数を削減するため、条例を一部改正

高木功議員を提出者とし、6名の議員が賛成者となった「大山崎町議会の議員の定数を定める条例」の一部改正が可決されました。

この議員提出議案は、現在16人の議員定数を、12人に改めようとするものです。この議案は、今定例会の初日に設置された議会改革特別委員会に付託し、慎重に審査をおこないました。審査にあたっては、継続審査を求める動議が出されましたが、継続審査にすることは賛成少数で否決し、その後の採決で賛成多数で可決すべきものとなりました。また最終日の本会議においても、賛成多数で可決しました。

この議員提出議案が可決されたことにより、次回の町議会議員の選挙から定数が12人となります。

子育て支援医療費の支給に関する条例の一部改正を否決

入・通院にかかる医療費助成を中学校卒業までに拡大するとして条例の一部改正を賛成少数で否決しました。

否決した理由として「子ども手当の支給が決まっている現状で、同じ世代に対して、この時期に給付を手厚くする必要があるのか」、「税の再配分の観点から、違う世代や障害者等の方々の施策も充実させていく必要があるのではないか」などが出されました。

また、この条例案が否決されたことに関連し、子育て支援医療費を計上していた一般会計当初予算案についても、修正案を提出し、修正可決しました。

中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部改正を委員会修正案による修正可決

この条例の一部改正案については、現在まで徴収していなかった冷暖房費の使用料を徴収することを主な改正点としていますが、文教厚生常任委員会での審査において、この案の施行日が6月1日になつていたことに対して、「利用者や住民の方々に対する周知期間が短いのではないか」とのこと、施行日を7月1日に改める修正案を森田俊尚委員が提出し、全員賛成によりこの修正案を可決すべきものとなりました。

また、この委員会修正案を本会議においても全員賛成で可決しました。

こんなことが決まりました (審議結果)

【原案可決した議案】

- ▼大山崎町表彰条例の一部改正について
- ▼大山崎町職員の給与に関する条例及び大山崎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- ▼大山崎町国民健康保険税条例の一部改正について
- ▼京都南部都市広域行政圏推進協議会の廃止について
- ▼京都市市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京都市市町村職員退職手当組合規約の変更について
- ▼平成22年度国民健康保険事業特別会計予算について
- ▼平成22年度下水道事業特別会計予算について
- ▼平成22年度老人保健事業特別会計予算について
- ▼平成22年度介護保険事業特別会計予算について
- ▼平成22年度後期高齢者医療保険事業特別会計予算について
- ▼平成22年度自動車駐車場事業特別会計予算について
- ▼平成22年度大山崎区財産管理特別会計予算について
- ▼平成22年度円明寺区財産管理特別会計予算について
- ▼平成22年度下植野区財産管理特別会計予算について
- ▼平成21年度一般会計補正予算（第7号）
- ▼平成21年度下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- ▼平成21年度水道事業補正予算（第4号）

- ▼大山崎町立大山崎小学校管理棟耐震補強工事請負契約について
- ▼大山崎町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について

【適任と認め同意した諮問】

- ▼人権擁護委員候補者の推薦について

【修正可決した議案】

- ▼大山崎町立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部改正について
- ▼平成22年度一般会計予算について

【否決した議案】

- ▼大山崎町子育て支援医療費の支給に関する条例の一部改正について
- ▼平成22年度下水道事業会計予算について

【原案可決した意見書案】

- ▼児童虐待を防止するための親権制限を求める意見書
- ▼「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書

- ▼細菌性髄膜炎から子どもたちを守るワクチンの早期定期接種化を求める意見書
- ▼子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める意見書
- ▼教育再生・教育の正常化の徹底を求める意見書
- ▼子ども読書活動を推進するための予算確保を求める意見書

- ▼「慰安婦」問題について政府に早期解決を求める意見書
- ▼「不採択とした請願」
- ▼中学校卒業までの子どもの医療費無料化を求める請願書

- ▼真鍋町長に対する問責決議

- ▼【原案可決した決議案】

- ▼【否決した意見書案】
- ▼永住外国人に対する地方参政権付与に反対する意見書

- ▼【不採択とした請願】

- ▼【原案可決した決議案】

町政を問う

一般

質問

一部要旨

3月定例会では9議員が一般質問に立ち、当面する町の課題について、考えをいただきました。

質問と答弁の内容を要約し、お知らせします。

北村 吉史議員

Q 本町財政（22年度当初予算）について
A 健全化や将来に向けた課題解決に配慮した予算編成をした

問 (1) 22年度予算は一般会計、特別会計、水道事業会計を含め総額約87億円規模の予算編成になっている。この中で起債発行が約5億8千万円となっており、財政が再建できているとは考えにくい。財政を再建するとの大きな公約を掲げられていたが、22年度予算をいかに考えるのか。

(2) 国保会計の赤字補填に8,300万円を繰り出しするなど、現状を見た場合、自転車操業状態にあるのではないのか。(3) この厳しい状況に、子ども手当と合わせて中学生までの医療費助成を拡大する必要があるのか。

答 (1) 町債のうち、臨時財政対策債を4億4千万円見込んでおり、その他は1億4千万円程度である。臨時財政対策債の償還は、普通交付税において、全額を国が負担すべき内容となっているので、いたずらに借入を増やすといったものではない。実質公債費比率や地方債残高の推移に留意し、健全化を目指すしながら、有効に活用していく。(2) 全国の国保会計の殆どが赤字であると言われ、その穴埋めに一般会計から繰入金が入入されている。国や府に、補助金の増額や制度の根本的な改正を働き

かけていかなければならないと考えている。(3) 子育てしやすい環境を整備していくことが、将来に向け重要な課題であるという認識に立ち、拡大しようとするものである。子育てしやすい住みよいまちづくりの環境整備に寄与するものと確信している。

「ながら条例」について

問 (1) 総務省は、05年から勤務時間中に給与を受け取りながら無許可で組合活動に専念する「ヤミ専従」問題が発覚したことを受け、調査を実施した。その結果、国が有給と認めている範囲を超えた自治体が、08年度全国で11団体あった。このうち8団体は支給を取りやめた。残る3団体に本町が含まれているが、どういうことか。(2) この条

例は撤廃すべきものと思うが、過去の具体的な支給の条件、対象、活動内容、いわゆる「ヤミ専従」無届で活動していた場合の状況把握などを行っているのか。

答 (1) 当然のことながら、「ヤミ専従」に該当するものはないが、組合上部団体の会議・行事等への参加や役員会議等の活動についても、職務専念義務を免除してきた経過がある。この内容を報告したところ、条例の拡大運用と考えられ、実態を公表すると京都府から通知を受けたものである。適用については、近隣自治体の状況も確認のうえ、早期に是正していきたい。(2) 組合活動に限らず、勤務時間中の行動については、所属長が把握しており、特に職場を不在にし

神原 郁己議員

Q 水道裁判の判決を迎えて、今後の展開、基本認識は
A 厳粛に受け止め、公約実現に向けて取り組んでいきたい

問 3月18日に水道裁判を迎える。判決を受けての今後の展開について、町長の基本認識を問う。

答 判決を厳粛に受け止め、事業の健全化及び水道料金の値下げに向けての取り組みを進めていきたい。また、町民のみなさんには、判決内容について、広

ている場合は、必ず何らかの連絡又は届出がなければ、無給となる欠勤扱いとなる。したがって、無届けでの活動はない。

「水道問題について」

問 (1) 3月18日、判決が出る。あなたは裁判を通じて、府との解決に向けた新たな段階に入ったと説明してきた。しかし、就任3年半が経過したが、料金を値下げするとした公約は実現していない。結果にかかわらず、公約を守る必要があるのではないのか。(2) 不本意な結果が出た場合、またもや議会を無視し、控訴する準備はしているのか。

答 (1) 判決を厳粛に受け止め、水道事業の健全化及び水道料金の値下げに向けて、取り組みを進めていきたい。(2) 判決が出ていないので、準備していないが、内容を詳細に検討した上で、必要に応じ適切に対応したい。

報誌の発行や住民説明会を開催し、理解・協力を得ながら、問題解決の道を拓いて行きたいと考えている。これらにあわせて、私の公約について可能な限り実現に向けて取り組んでいきたい。しかしながら、本町においては、施設の更新時期がきており、これまでの財政状況から大きく立

「乙環の減免問題について」

問 70%の減免を60%とするという市町会の決定を許可業者

に丁寧に説明するとともに、いっそうの客観的資料の作成で、場当たりの施策ではない今後の展開が必要と考える。見解を。

答 減免措置についての方針を決定するにあたり、根拠の1つとすることを目的に、19年度における許可業者が排出業者と結ぶ契約実態から、減免制度の実質の有効性を乙訓環境衛生事務連絡会で調査・分析した。その結果、本町の82排出事業所について、手数料上限月額に対する、許可業者との契約額は、約62%であったことから、減免施策が有効に反映されているものと考ええる。また、比較的同規模である市及び一部事務組合を中心に、50団体における廃棄物処理に関する条例等に係る調査を行い、44団体から回答を得た。その概要は、条例制定から現在まで、38団体で改正が行われ、主な内容としては、処理手数料の改正等となっている。手数料の設定根拠については、「近隣自治体の料金設定状況を参考あるいは、処理コストの2分の1を根拠としている」が多くを占めている。また、手数料は「従量制を採用されている団体」が多く、「許可業者と自己搬入業者との料金格差を設けている団体と減免を行っている団体」は少数との結果であった。去る1月29

日に開催された乙訓市町会で、中小零細企業の保護・育成に係る事業系一般廃棄物の処理手数料については、社会情勢の変化及び近隣市との均衡を踏まえつつ、激変緩和にも配慮し、60%減免とするの決定をした。排出事業者に対しては、個別通知により理解をいただく準備を進める一方で、収集運搬許可業者に対しては、減免率について説明を行い、排出事業者との廃棄物収集運搬・処理契約への影響について事情を聴取し、適切に対応していきたいと考えている。

【AEDの有効活用について】

問 AEDのなおいっそうの有効活用について、基本的見解を問う。

答 本町においても、平成18年度から公共施設への設置を進め、現在8か所に設置している。また、普通救命講習を、89名の職員が受講しており、正しい知識と理解を持った上で、不測の事態に際して、適切かつ迅速な対応ができるようにしており、引き続き取り組んでいきたい。なお、町で所有しているAEDの設置場所は、町ホームページで知らせているが、多くの方に有効に活用していただくために、町内の設置状況を調査・把握し、公表が可能な事業所等を広報誌で知らせていきたい。

高木 功議員

Q 学校施設以外の公共施設の耐震化は進んでいるのか
A 学校施設の耐震補強を完了させた後、進めていきたい

問 (1)学校関係の耐震化は進んでいるが、公共施設の耐震化はどのようなになっているのか。また、計画はあるのか。(2)マンホールトイレの設置を地域防災計画の一環として、地震など災害避難時のトイレの問題を解消するために検討しては、と提案するが、町長の考えを聞く。

答 (1)「大山崎町地域防災計画」において、「公共施設の耐震化を促進する。」と定めている。平成20年4月現在における、耐震化率については、全29棟のうち耐震化棟数は13棟で、44・8%となっている。平成17年度から、緊急避難場所となる大規模施設である学校施設から優先して補強工事に取り組み、終わりたい、その他の施設についても進めていきたいと考えている。(2)災害時におけるトイレの問題は非常に重要であるので、マンホールトイレの設置も含め、今後、どういう対策をどういう取り組み方で行えば、より効果があるかを検討していきたい。

【バリアフリー基本構想

について】

問 平成18年の定例会で、前町長は阪急大山崎駅のエレベーターのことに對して答弁している

ので、「大山崎しんぶん」に書かれている長年放置は間違いだと思うが、町長はどう思うか。また、就任後、阪急電鉄に行ったことがあるのかどうか、聞く。

答 町としても、これまで長年にわたって、地元の強い要望であることを鉄道事業者に伝えてきた経過がある。平成18年第1回定例会における一般質問で、前町長が行った答弁の中で、行ってきた要望活動と、それに対する事業者の考え方、具体的には、現在の駅舎の構造では、技術的に困難であること、隣接するJRの用地を利用しなければならぬこと、町道の占用を考慮に入れないと、町道の占有をすること、そして経費も多額になること、地元の費用負担が大いなどの理由から、エレベーター等の設置は難しいという報告がされていた。これらによって、着手が遅れていたことが、地域にとつては、長年にわたる放置と感ぜられていたものと考えられる。しかし、私が就任し、迎えた新年度の当初に、当該事業者から、現行のバリアフリー法による鉄道駅バリアフリー化の期限が平成22年度末であることから、国庫補助をはじめ、京都府・大山崎町からの補助金を得て、実施したいとの申し出があった。町負担や短期間で「バリアフリー基本構想」を策定しなければならぬという課題があったが、この機会に解決すべく、実施を決断した。私自身が要望活動に赴く前に、バリアフリー化実現への進展があったことから、その後は、担当者レベルによる協議を進めることとした。工事終了後は、駅を利用される際のバリアフリーの実現とともに、利便性・快適性が、大幅に向上するものと考えている。

【高齢者虐待について】

問 (1)町で高齢者の虐待があったのかどうか。(2)高齢者虐待の対策として、どのような取り組みをしているのか。

答 (1)平成18年度から20年度までで、虐待を受けたと思われる事例が11件あった。これらのケースについては、いずれも地域包括支援センターにおいて早い時期に情報をキャッチし、関係機関等と連携し、大事に至るまでに解決しているとの報告を受けている。(2)平成18年11月に「高齢者虐待防止ネットワーク会議」を発足させて、取り組んでいくことを確認している。

山本 芳弘議員

Q 「適正な財政運営」を目指すのであれば、起債ではなく歳出削減では
A 交付税制度で規定されている制度であり、有効活用したい

問 法人町民税などが前年度

から減収する見込みが生じた時、町債を発行してもなお「適正な財政運営を行う財源に不足を生ずる」と認められた場合の解決方法の一つとして、更に町債(減収補てん債)の発行が認められる。そして、この減収補てん債については、「後年度において国が元利償還金の75%を限度に交付税算定する」とされている。様々な手法を駆使して補填を行う国の手法では、補填が完全に行われないと考える。そこで町長に聞く。(1)減収補てん債を発行するのではなく、歳出削減を行うのが「適正な財政運営」ではないか。(2)あらかじめ減収補てん債を発行する基準を設け、議会に示すべきではないか。

答 (1)21年度末の減収補てん債残高見込みは4億1千万円程度であり、75%相当額が普通交付税措置されるものである。残り約1億円については、実質的な将来負担となるもので、10年で償還していくと仮定すると、実質公債費比率で0.3%、将来負担比率で3%程度の影響を与えるものと試算している。20年度の実質公債費比率を見ても、早期健全化基準25%に対し、

10・5%であるし、将来負担比

率は、同基準350%に対し、99・4%であるので、著しく健全化に影響を及ぼすとは思われない。歳出削減の必要性も認識し取り組んでいくし、交付税制度における財源保障機能を最大限活用することによって収支バランスを確保し、健全化を図っていく所存である。(2)地方交付税制度上で規定され、そのルールに基づいて運用されるものであるため、現時点では考えていない。

「入札について」

問 最近の工事にかかる入札

では、辞退、不参加、公表された最低制限価格に入札額が集中し、「くじ」になる事例が多く認められる。また、物件購入入札では、予定価格の21・2%で落札されるなど、大幅に下回っての落札が行われる事例を散見する。そこで町長に聞く。(1)適正な入札執行を目指して、現行の入札制度をどのように評価しているのか。(2)入札等参加資格審査申請をする場合、代表者の町民税や健康保険税、保育料などの納付証明の提出を義務づける。2点について、いかが考えるか。

答 (1)予定価格や最低制限価格を事前公表して行う郵便入札

による工事希望型入札方式を進めることによって、透明性確保、公正な競争促進、不正行為排除に努めている。しかし、弊害として「くじ」による落札が増えていることも事実で憂慮している。そこで、電子入札制度について、検討を進めている。(2)17

項目にわたる資料提出を義務付

山本 圭一議員

Q 真鍋町政の3年間の取り組み及び平成22年度予算について
A 職員数削減を行い、平成22予算は景気対策、生活の下支えに配慮した

問 (1)「住民負担増なしで財

政危機を乗り越える」また、「この3年間で「黒字」にした」とチラシに掲載されていたが、この場でその真実を問う。(2)真鍋町政の3年間で、歳入確保や歳出削減策をどのように実施したのかを問う。(3)平成22年度予算の予算配分(新規事業、重点配分・施策事業等)について問う。

答 (1)大山崎しんぶんのことを指していると思われるので、記事の内容に関しては、編集部にお問い合わせ願いたい。(2)集中改革プランで計画した職員数削減に取り組み、概ね目標を達成する見込みである。人件費の決算数値をみてみると18年度から20年度までで、約4億6千4百万円の減額となっている。歳入

けて、受付審査を行っているところであり、更に、代表者個人に係る納付証明を添付させることは、現行では大変難しい取り扱いであると思われる。

「一人親世帯への支援について」

問 18歳未満の子どもがいる

シングルマザー等、一人親世帯の収入は厳しい状況にある。生活支援の充実を図るために、(1)家賃補助制度の創設(2)教育分野における施策運用の強化を図る

べきと思うが、町長、教育長は

いかが考えるのか、聞く。
答 (1)母子家庭の借家について、確かな把握はしていないが、その実態把握や制度の必要性について検討していきたい。(2)大山崎町就学援助規則を定めている。今後も、就学援助を希望される保護者には、学校・教育委員会と相談を受け、児童・生徒が勉学に打ち込めるよう、制度の周知をさらに行っていく。

については、町税見直しにより約2億1千万円の増収を見込んでいたが、実施延期とした。町税・普通交付税・臨時財政対策債などの歳入項目の合計額で、3年で約4億6千万円の増収となった。これは主に国の地方財政対策による内容である。その他職員数削減の取り組みによる早期退職者増加により退職手当債の発行が可能となり、行政改革推進債を含め、合計で約7億3千万円の歳入確保となっている。

(3)インフラ整備を進める景気対策を図りながら、子ども手当の支給に合わせ、子育て支援医療費助成の対象拡大や、保育ニーズへの対応充実を図り、子育て世代を中心に、生活の下支えにも積極的に取り組む予算とした。

「子育て支援について」

問 (1)「認定こども園」の設

置に関して、所見を問う。(2)次世代育成支援・地域行動計画後期策定について問う。
答 (1)少子化に対応して、幼保一元化のもと、施設の有効利用を図るなどを目的とした、新たな選択肢であるが、未だ京都府では認定事例がない。ニーズ、動向を見ながら、必要に応じて

検討すべきものと考えている。
(2)基本理念は前期計画を継承し、実現に向けて、基本目標を掲げ、体系的に推進しようとするものである。さらに、基本目標ごとに、施策の方針と方向を細かく定め、具体的に示すことによって、実行性のある内容とした。また、各種の保育事業やファミリーサポートセンター事業、地域子育て支援拠点事業については、平成26年度までの目標事業量を具体的に数値設定し、その達成に努めるものとしている。

【地域の安心・安全な取り組みについて】

問 (1)青色パトロール導入についての進捗状況を問う。(2)児童による地域安全マップ作りを特別活動に取り組んでみてはいかがか。

答 (1)公用車2台に、着脱式青色回転灯を設置すべく、申請手続を早急に進めている。(2)児童自身の手で作成することは、大変有意義なことである。学習指導要領で定められている特別活動のうち学級活動の授業時数は週1時間であり、作成に充てることは難しい。しかし、第1・2学年は生活科の時間、第3・6学年は、総合的な学習の時間を活用することによって、作成することができると考える。各学校長と協議していきたい。

朝子 直美議員

Q 「協働のまちづくり」の取り組みの進捗状況は
A 基本方針に沿った取り組みを進めており、新たな取り組みも予定している

問 (1)「ハート再生計画」では、

「協働のまちづくり」にむけての重点的な取り組みが掲げられているが、それらの進捗状況はいかがか。また、来年度の取り組みとして予定していることがあれば示されたい。(2)「協働のまちづくり」にむけての取り組みは緒に就いたばかりであり、まだ、全職員にその理念が浸透しているとは感じられない。全ての課において、日々の業務の中で住民の身近な生活に変化を与える様々な事柄(例えば料金改定など)に関して、事前の情報提供と話し合いを行うという手法を徹底させることこそが、住民との信頼関係の構築や住民自治の芽生え、財政状況の認識の共有といった「協働のまちづくり」の一步を築くために大変重要だと考えるが、いかがか。(3)「協働のまちづくり」を進めるために、議会もその一翼を担うこととなると思うが、その点で議会に求めることはあるか。

答 (1)4つの基本方針を定めている。まず一つ目には、「新しいまちづくりを支える行政への変革」で、課題解決・人員削減に見合う組織に改めるため、21年4月から「部」制度を復活

し、地域協働マネージャーを設置した。また、協働をテーマにタウンミーティングを実施した。二つ目には、「公共の再構築」「公」と「共」の適切な役割分担の確立に向けてで、昨年7月に住民参加型協働研修を実施し、6月には、部課長、係リーダーから構成される協働と住民参加を進めるチームを設置した。三つ目には、「協働のまちづくりへの第一歩」として、ホームページや広報誌を活用した情報共有や、更なる住民提案制度の実施を行えるよう検討を行っている。四つ目には、「持続可能な町行財政の確立(持続可能なまちづくり)」として、地域を担う子どもたち育成のため子育て支援センターゆめほっぺをオープン

ンしたところである。現在、第3次総合計画第3期基本計画の策定を行っているが、多くの意見や考えを取り入れるため、まちづくり講演会、分野別懇談会、策定委員会専門部会を開催する予定である。また、まちづくり講座の開設を行い相互理解を深める。(2)住民参加型協働研修の際には、研修に参加した以外の職員も基調講演を聴取し、また今後実施するまちづくり講演会にも職員が参加する予定である。こういったことを通じて、協働という理念を理解し、施策の展開に活用していくことを期待している。「協働のまちづくり」は、行政だけでは担うことができない新たな「公共」の運営にあり、行政と同じ立場に立って、地域

住民や団体などが参画することを通じて、生まれてくる財政効果や住民の利得が相まって、互いに向上していく点に目的があるものと思っている。(3)「協働のまちづくり」が進んでいくと、地域住民が直接施策の提言を行うようなことが起こるかもしれない。そういう仕組みが出来上がると、住民の代表として役割を果たしてきた議会、議員のあり方が変わるといふ見方もある。私としては、議会は、執行機関と独立・対等の関係に立ち、自治体運営にあたる責任を有しているものであり、政策決定における権限を行使してもらうものと理解している。このたび設置された議会改革特別委員会において、様々な議論が交わされるものと思うが、時代に即した新たな役割を切り開き展望を示していくものと確信している。

森田 俊尚議員

Q 関空リムジンバスの大山崎停留所廃止について
A 路線変更は受け入れざるを得ないが、再開を要望していく

問 名神高速道路を使う関西国際空港リムジンバス運行路線変更にともない、大山崎停留所が廃止されるとの記事が報じられた。(1)利用される住民から苦情が寄せられた。その時も含め、対応のあり方を問う。(2)1日の利用者が10人以上あり、近隣市町の利用者もあるように思う

が、他市町での対応は。(3)住民説明等の法的責任がないとしても、利用者や住民の視点に立つて、対峙すべきと考えるが。(4)二外や阪急新駅の供用開始年度が示され、観光開発や誘致を進めなければならない時に、廃止は遺憾である。行政手腕を問う。

答 (1)情報が提供された後、

役場内で共有を行っていないかったために、十分説明ができなかった。(2)高槻市と情報交換した。問合せもなく、特段対応は考えていないとのことであった。(3)変更は受け入れざるを得ないものの、事業者、近畿運輸局に、地域の思いを伝える方法はないか確認した。機会をとらえ、再開

を希望したい。(4)各高速バス路線バス停が本町に置かれていることから、積極的に活用し、観光に結び付けることも進めたい。

【中学校再構築について】

問 中学校再構築が完成した。共産党を除く保守系議員は、前河原崎町政時の4者間交渉の成果実現のため、国や旧道路公団、京都府、関係機関に折衝を繰り返し、返した結果だと自負するものである。(1)明るい民主町政をすすめる各界連絡会が発行する新聞記事には、真鍋町長が努力した結果だと報じるが、どのような努力をしたのか。(2)国・府及び旧道路公団に対し、どのような交渉をしたのか。(3)この事業が26億円にも上り、そのうち町負担が当初10億円にも上ると言った町長は、今回の新聞では7億2千万円としている。その根拠は。(4)1億2千万円と想定していたが、結果的にほとんど町の持ち出しはない。それが行政手腕の結果であるといわれるのか。

答 (1)記事の内容に関しては、発行元に問い合わせ願いたい。(2)補償契約締結等を目指し、3者に対し、議会をはじめ関係者の理解を得るには、補償契約と財政、支援策に再構築プランを対応させたセットでの提案を図る必要があるため、一層の支援と協力を求めた。補償契約内容、

全体枠組みの収支、再構築プラン、建築工期、支援策について協議・確認を行い、補償契約締結を行う事ができたものであり、関係者の熱意と粘り強い交渉の賜物であると敬意を表する。(3)要因を一概に述べることは困難であるが、国庫支出金が大きく増額となったこと、厳しい不況下における着工により、建設費が大幅に下がった結果である。

【学童保育指導員について】

問 学童保育指導員に支払う報償費の費目を変更する件に関し、進捗状況は。(1)運営協議委員会以外の組織を設け、外部から有識者招聘もされるが、具体的な組織の内容と構成メンバーは。(2)費目替えにより同級職員との格差が生じるものと思われるが、どのように説明されるか。(3)今回の該当者は6名だけで、以後なくなるのか。(4)それにより質の低下につながらないか。

答 (1)内部検討委員会を設置し、22年度から外部委員として、学校関係者、運営協議会代表者、社会福祉協議会代表者、学識経験者などと職員で新たな委員会を設置し、協議していきたい。(2)職員の給与表を適用しているのが格差は生じない。(3)委員会では検討していくので未定である。(4)指導内容の低下がないように、体制も含め検討していきたい。

渋谷 進議員

Q 円団地域にワンストップ・窓口サービス設置の必要があると思うが
A 本町の面積、人口規模、財政状況から難しいと判断する

問 本町でも急速な高齢化が進行している。本町での特徴は、一部の地域での急激な高齢化である。たとえば、円明寺団地、特にテラス地域での高齢化は、近年見過ごすことのできない状況にいたっている。高齢化の対策には、一方で高齢者自身に対する対策、いわば「対症療法」的な対策と、他方、高齢化を本質的に押しとどめるための対策、いわば「原因治療」的な対策の2本立てが必要である。そこで質問であるが、本町の高齢化の特徴について、いかがお考えか。また、円団地域に行政のワンストップ・窓口サービスのようサービスが早急に必要だと考えるが、いかがか。

答 本町の高齢化率については、平成21年4月現在で23%に達している。特に円明寺団地の若宮前、脇山等、テラス地域は他に比べ高い率となっており、要因としては、円明寺団地が建設された昭和40年代に入居した方が多いためであると考えられる。また、高齢者に限らず、人口が集中する円明寺団地地域については、ワンストップ・窓口サービスのニーズが根強くあることは承知している。本町の面積や

人口規模、財政状況などから、出張所のようなものの設置は困難であると判断しているが、高齢化や地理的に高低差が大きいなどといった、特性に配慮した行政サービスは、ますますニーズが高まるものと思われるので、コンビニやインターネットなどの普及に関連づけた地域的な行政サービスなども含めて、より利用しやすいサービス実現に向けて検討を進めていきたい。

【後期高齢者医療制度について】

問 「後期高齢者医療制度は即時廃止」との民主党の公約にもかかわらず、廃止は先延ばしされている。そのもとで、料金改定期となり、住民の方から「4月に値上げがあると聞くがどうなるのか」と不安の声がよせられた。そこで質問であるが、後期高齢者医療制度の値上げはどうなるのか、現在の状況を問う。

答 保険料については、改定期を迎えて、増加抑制についての通達が厚生労働省から出されている。その中で、全国ベースの試算が行われた結果、1人当たりの医療給付費の伸び、負担率の上昇、平成20年度及び平成21年度の時点では医療給付費の算定期間が23カ月であったこと、

と、所得の減少などの要因により、約13・8%の保険料の増加が見込まれる。これらの状況に對して、各広域連合における財政収支に係る剰余金の全額活用に加え、財政安定化基金取り崩しによる対応を行い、不安や混乱を生じさせることのないよう、可能な限り保険料の増加を抑制するよう通達があったものである。なお、具体的な額については、広域連合議会の議決により決定されるが、その議会は3月21日に開催される予定となっている。

【「やまびい」の職員待遇について】

答 自主運営の無認可作業所から社会福祉協議会事業に移行したことにより、同協議会の職員としての採用となる。本来、公募による一般競争試験により選考することとなるが、保護者からも今までの運営を踏襲してほしい旨の要望があったことに加え、障害者自立支援法及び町補助金の収入と指導員の人数確保に鑑み、嘱託職員としての採用とされたものである。職員については、協議会が定めている統一的な待遇になっている。

堀内 康吉議員

**Q 早期健全化団体になることを回避できたとは言えないか
A 依然逼迫した状態であり、住民との協働により課題解決を図る**

問 (1)依然として町財政は逼迫しているが、所謂「危機は脱出した」(早期財政健全化団体への転落へのとりあえずの回避)

という事はいえないか。認識を聞く。(2)財政の中期的、長期的展望が持てない原因はどこにあると考えるか。また、そのもとでの行財政運用についての方向を示されたい。(3)所謂「受益者負担」という考え方(思想)について、どのように考えるか。

答 (1)一般会計は平成19年度決算において形式収支でようやく黒字への転換を図ったのち、20年度決算においても黒字決算とすることができた。しかしなお、財政は硬直傾向を脱するに

はいたらず、依然として逼迫状況にある。そのため、財政再建を念頭におきながらも、22年度においては、景気対策、子育て世代に対する支援を中心に、生活の下支えにも積極的に取り組む予算とした。「集中改革プラン」では、町税の見直しにより約2億1千万円の歳入確保を見込んでいたが、実施延期としていたので、多目的広場代替地の売払収入を計上することで、歳入不足をカバーする予算となっている。(2)根本的に歳入不足であること

【国保税改定と財政問題について】

は間違いなし、新たな自主財源の確保やさらなる歳出の削減を行うなど、議論していく必要があると認識している。課題解決を図っていく上で、住民との協働は必要不可欠であり、相互理解を深めていくための様々な取り組みを積み重ねながら、具体的な方法について議論をしていくことが重要であると考えている。(3)行政サービスは、全体に押し行われるものや、特定の町民を対象に行うものなど様々であることから、公平性を確保するため、特定の町民を対象、あるいは利用される方に利益が帰属するものについては、その一部または全部に価値を求める必要があるものと考えている。

【中学校の町財政負担問題について】

であるが、全てを国保税に転嫁すると高額になってしまう。そこで一般会計からの繰入金を増額し、影響を極力減らす努力を行っている。このような財政構造は、全国的な傾向となっており、抜本的な制度改革が望まれるものである。(2)国保運営協議会は、事業運営に関する重要事項を審議するため設置され、趣旨として、住民の代表を事業に

問 (1)改定の原因はどこにあるのか。また暮らしの下支えを

答 再構築事業に係る事業費と財源の見込みについては、計画時点から進捗に応じ変化してきている。一般財源の持ち出しが当初見込みを下回った要因を一概に述べることは困難であるが、数字から明らかにように国庫支出金が大きく増額となったこと、厳しい不況下における着工であったことにより、建設費が大幅に下がった結果である。

予算特別委員会での審議

「議会だより」第51号でお知らせした予算特別委員会による審議が、3月8日、9日、10日、11日の4日間に行われました。

一般会計当初予算案については、子育て医療費の拡充に対する質疑・意見や21年9月議会で提案された大山崎町瓦窯跡用地購入事業の債務負担行為補正の提案時点での説明と今定例会で当初予算に計上していることの矛盾点や、そのことに対して説明がないことへの指摘がありました。(この2点に関しては、本会議において7名の議員から修正案を提出し、賛成多数により、修正可決しました。)

また、国民健康保険事業特別会計予算については、逼迫している会計について、町単独での打開は難しい問題だが、将来に対するビジョンを持って運営してもらいたとの意見が出されるなど、各会計の当初予算案については慎重に審査を行いました。

その結果、委員会最終日である11日には、平成22度一般会計当初予算案については、「子育て医療費の拡充が計上されていること」、「大山崎瓦窯跡用地購入事業が当初予算化されていること」により賛成少数で否決すべきものとなりました。また、平成22度水道事業会計当初予算案については、「府営水道の基本水量を3,407tで計上している」、「自治体間の問題解決は話し合いによるべき」との意見があり、賛成少数で否決すべきものとなりました。

この結果、水道事業会計当初予算案は、予算特別委員会において、4年連続して否決すべきものとなりました。

その他の特別会計当初予算については、原案のとおり可決すべきものとなりました。

予算特別委員会

委員長	圭一代	尚史	吉子
副委員長	山本	満俊	吉弘
委員	立野	田村	芳功
委員	森北	本木	康久
委員	山本	堀内	安田
委員	高木	堀内	安田
委員	堀内	安田	久美

人事

人権擁護委員に 長谷川 清氏

6月30日付で任期満了となる人権擁護委員に長谷川清氏(58)＝円明寺東ノ口Ⅱを推薦されたことに対し、適任と認め同意しました。